

収 支 報 告 書

令和 3 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(はんすのこえ)

2 主たる事務所の所在地
山梨県北杜市高根町東井出4986-1484

3 代表者の氏名
堀江 信介

4 会計責任者の氏名
河澄 信太郎

(事務担当者の氏名) 堀江 満寿美

(電話番号) 0551-47-5163

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 山梨県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	↓ (「有」の場合)
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

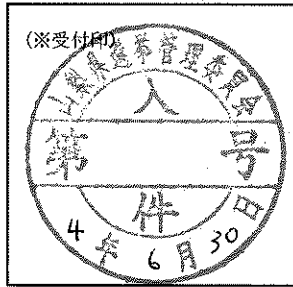
(※1) 国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	堀江 信介
公職の種類	候補者等

(※2) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(※1) 国会議員関係政治団体のみ記入	
(※3) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(※2) 対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入

(※3) 対象年の途中で適用した場合のみ記入



(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額						年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円						
室岡 夏寿			100	000			2021年 8月12日	群馬県高崎市山名町2357-9	会社員	
伊藤 美幸			100	000			2021年 8月25日	宮城県登米市東和町松字平倉87-2	パート	
原 一秀			110	000			2021年 9月25日	千葉県富里市中米266-51	無職	
真田 博			60	000			2021年 8月30日	埼玉県春日部市豊町2-15-4	会社員	
市川 宏行			10	000			2021年 8月17日	東京都中野区松城2-11-9	会社役員	
この頁の小計			380	000						
その他の寄附			507	000						
合 計			887	000						

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経常経費					
(1) 人件費					
(2) 光熱水費					
(3) 備品・消耗品費					
(4) 事務所費					
小 計					
2 政治活動費					
(1) 組織活動費					
(2) 選挙関係費					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費					
イ 宣伝事業費					
ウ 政治資金パーティー開催事業費					
エ その他の事業費					
(4) 調査研究費					
(5) 寄附・交付金					
(6) その他の経費				886	830
小 計				886	830
合 計				886	830

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 <u>その他の経費</u> (貸付金)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
貸付金		十億		百万	千	円	2021年 8月23日	堀江 信句	山梨県北州市高根町東地 ⁴⁹⁸⁶ Y484	
〃					30	000	2021年 8月24日	〃	〃	
〃					40	000	2021年 9月13日	〃	〃	
〃					60	000	2021年 9月20日	〃	〃	
〃					50	000	2021年 9月21日	〃	〃	
〃					61	000	2021年 9月30日	〃	〃	
〃					20	000	2021年 10月2日	〃	〃	
〃					100	000	2021年 10月5日	〃	〃	
〃					10	000	2021年 10月31日	〃	〃	
〃					10	000	2021年 8月2日	〃	〃	
この頁の小計					881	000				
その他の支出					583	0				
合計					886	830				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 31 日

政治団体の名称

おんほのこえ

会計責任者の氏名

河澄信太郎

（解散時のみ）
代表者の氏名



※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和4年6月28日

みんなのこえ

代表 堀 江 信 介 殿

登録政治資金監査人

中込 公 人

登録番号 第 643号

研修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、みんなのこえの令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、みんなのこえの主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

みんなのこえと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、みんなのこえと政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上